

新型コロナウイルス感染症の影響による経済支援として

水道料金の基本料金を減免します。



滑川町長 吉田 昇（公印省略）

新型コロナウイルス感染症が引き続き経済的に甚大な影響をもたらしている現下の状況を踏まえ、滑川町では経済支援として、第3回目の水道料金の基本料金減免をいたします。

<p>対象期間</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福田、山田、土塩、和泉、菅田にお住まいの方 … 8月検針分（6月～7月使用分を減免） ・ 中尾、伊古、水房、月輪、都、羽尾、みなみ野、月の輪にお住まいの方 … 7月検針分（5月～6月使用分を減免）
<p>減免の対象</p>	<p>滑川町の水道使用者（事業者も含む） ※但し、公的機関を除く。</p>
<p>減免の内容</p>	<p>水道料金のうち基本料金分</p>
<p>減免金額の 確認方法</p>	<p>検針員が水道メーターを検針した際、「水道使用水量等のお知らせ（青文字の細長い用紙）」を郵便ポスト等へ投函いたします。その用紙に記載されている「水道料金」のうち、基本料金分が減免となります。</p> <p>後日送付される納付書、または口座振替の際は、減免された金額で記載されます。</p>
<p>手続きについて</p>	<p>今回の減免に対する申請などの手続きは不要です。</p>
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水道の超過料金および下水道使用料、農業集落排水使用料、公設浄化槽使用料（清掃料）は減免の対象外です。 ・ 新型コロナウイルス感染症の影響により、水道料金の支払いが困難な場合はご相談ください。 ・ 今回の減免のために、銀行やコンビニのATMへお客様を誘導することはありません。もし、こういった事例が起きた場合は詐欺の疑いがありますので、ご注意ください。

※滑川町ホームページ内でも掲載しております。

<ご相談・お問い合わせ>

滑川町役場 上下水道課（TEL：0493-56-2231）